第 34 期

定時株主総会招集ご通知



2022年3月23日(水曜日)午前10時 受付開始 午前9時15分

■場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号 明治記念館2階「鳳凰の間」 ※開催場所が2021年3月開催の定時株主総会 会場から変更となっております。

■ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 ストックオプションとして新

株予約権を発行する件

第6号議案 取締役および監査役のストッ

クオプションに関する報酬額

設定および内容決定の件



・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申しあげます。また、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、ご来場される場合は、会場でのマスク着用、アルコール消毒、検温にご協力をお願い申しあげます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

(https://www.clholdings.co.jp)

・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申しあげます。

株式会社CLホールディングス

証券コード:4286

株主各位

東京都港区南青山二丁目26番1号 株式会社CLホールディングス 代表取締役社長 内川淳一郎

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3~5頁のご案内に従って2022年3月22日(火曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年3月23日 (水曜日)
 - 午前10時(受付開始 午前9時15分)

明治記念館2階「鳳凰の間」

※開催場所が2021年3月開催の定時株主総会会場から変更となっております。(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますよう お願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第34期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第34期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第6号議案 取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容 決定の件

以上

- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第 15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.clholdings.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、これらの書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - (1) 事業報告の「会社の体制および方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

また、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト(https://www.clholdings.co.jp)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

3. 紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2022年3月23日(水曜日)午前10時開催

(受付開始:午前9時15分)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2022年3月22日(火曜日)午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2022年3月22日(火曜日)午後6時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議 決権行使を有効なものといたします。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

日午前〇〇時〇〇分

株式会社

この場合、議決権



第2号議案 定款一部変更の件

質成 反対

前の画面にもどる

「スマート行使」によるご行使

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書

0000 AFR RF

103-8670 千代ⅢKA值週1丁目 * * \$ 2 \$ 2 \$ 2 \$ 2 \$ 2 \$ 2 \$ 5 \$ \$ \$ 2 \$ \$ 2 \$

インターキートと表的何かく議会報的役のおた場合は、インターキートを行動とします。

〇〇〇〇株成会社

1 スマートフォン用議決権行使 ウェブサイトへアクセス

第○期剰余金の処分の件

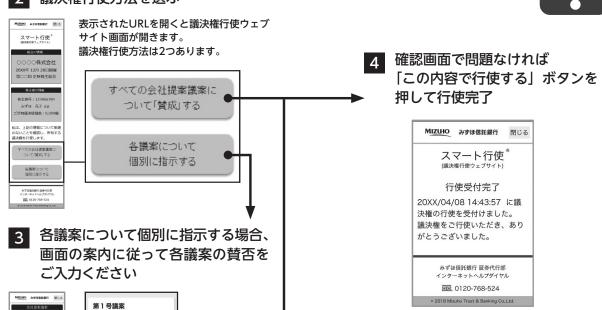
第2号議案

定款一部変更の件

反対

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。 議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページ「インターネットによるご行使」の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください



議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

■「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください



■「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください



- ■「初期パスワード」**を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ■「登録」をクリック
- ※「議決権行使コード」「初期パスワード」は、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載されています。
- ※ インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。 インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の 操作方法等に関するお問い合わせ先

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **20**-0120-768-524 (受付時間: 年末年始除く午前9時~午後9時)

みずほ信託銀行 証券代行部 株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル - 0100 200 201 イブルマー

20120-288-324 (受付時間:平日午前9時~午後5時)

■ 株主参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

	(一)
現 行 定 款	変更案
第1条~第14条(条文省略)	第1条~第14条(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ	
<u>なし提供)</u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	
総会参考書類、事業報告、連結計算書類(当該連	
<u>結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を</u>	(削除)
含む) および計算書類に記載または表示すべき事	עיפאניבו)
項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、	
インターネットを利用する方法で開示することに	
より、株主に対して提供したものとみなすことが	
できる。	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないことができる。
第16条~第44条(条文省略)	第16条~第44条 (現行どおり)
	附則 1.変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の
(新設)	日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3.本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 再任 内川 淳 一郎 2 再任 米山 誠 12回/12回 3 再任 やま した なとし ひとし ひとし ひとし ひとし ひとし ひとし ひとし ひとし ひとし ひ
2 再任 米山 誠 12回/12回
3 [再任] 山下 聡 10回/10回
4 再任 小西 秀央
5 再任 石 村 満 10回/10回
6 再任 社外
7 新任 社外 わた なべ たかし 独立役員 渡 辺 尚 -
8 新任

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)	
1	うち かわ じゅん いち ろう 内 川 淳 一 郎 (1961年1月30日生) ■ 所有する当社株式数 295,400株	1988年 3 月 株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス)設立 代表取締役 1991年 3 月 株式会社エスアイピー設立 代表取締役 1994年 2 月 株式会社レッグス代表取締役社長(現任) 2008年10月 睿恪斯(上海)貿易有限公司設立 董事長 2009年 7 月 株式会社エム・アンド・アイ取締役 2011年 2 月 睿恪斯(上海)広告有限公司(現睿恪斯(上海)文化創意有限公司)設立 董事長 2014年 7 月 俺の株式会社社外取締役 2014年 8 月 睿恪斯(上海)貿易有限公司董事 2016年 2 月 株式会社ジェイユー取締役(現任) 2020年 7 月 睿恪斯(上海)文化創意有限公司董事長(現任) 2020年 7 月 睿恪斯(上海)文化創意有限公司董事長(現任) 2021年 6 月 株式会社CDG代表取締役会長(現任) 2021年 8 月 株式会社レッグス分割準備会社(現株式会社レッグス)設立 代表取締役社長(現任) 2021年 9 月 睿恪斯(深圳)貿易有限公司董事長(現任) (重要な兼職の状況) 睿恪斯(上海)資易有限公司董事長 睿恪斯(上海)文化創意有限公司董事長 衛恪斯(上海)資易有限公司董事長 春恪斯(ア州)貿易有限公司董事長 春恪斯(ア州)貿易有限公司董事長 春恪斯(ア州)貿易有限公司董事長 春恪斯(ア州)貿易有限公司董事長	
		経験と実績に基づき、創業以来当社の代表取締役を務めております。重 なび取締役・執行役員の業務執行の監督に適任であると判断し、引き続た。	

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)
候補者号 2 再任		1980年 3月 京都セラミツク株式会社(現京セラ株式会社)入社 2005年 7月 京セラミタ株式会社(現京セラドキュメントソリューションズ株式会社) 転籍 執行役員経営管理本部長 京セラミタ株式会社執行役員 2008年 4月 京セラニタ・パン株式会社常務取締役 2010年 3月 京セラコミュニケーションシステム株式会社取締役 2010年 6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社取締役 2010年12月 日本航空株式会社執行役員経営管理本部長 2012年 4月 日本航空株式会社常務執行役員経営管理本部長 2012年 6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 2015年 4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 2015年 4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 京セラコミュニケーションシステム株式会社専務取締役 2015年 4月 株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス)入社 2016年 6月 株式会社レッグス専務取締役管理本部長 2017年 3月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当 兼管理本部長 2020年 5月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当 兼管理本部長 2020年 7月 睿恪斯(上海)貿易有限公司董事(現任) 2021年 8月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当(現任) 2021年 8月 株式会社レッグス専務取締役経営管理担当(現任) 2021年 9月 (重要な兼職の状況) 睿恪斯(に海)貿易有限公司董事 (現任) [貿易有限公司董事 (現任) [貿易有限公司董事 (現任) [貿易有限公司董事 (現任) [貿易有限公司董事 [現任) [国要な兼職の状況] [貿易有限公司董事 [現任) [国要な兼職の状況] [貿易有限公司董事 [現任) [国要な兼職の状況] [貿易有限公司董事
	り当社管理本部長として記	株式会社エスアイビー 代表取締役 株式会社CDG 取締役 株式会社レッグス 専務取締役経営管理担当 にわたり経営に携わり、豊富な実務経験と高い知見を有し、2016年よ 就任以来、持続的な成長に不可欠な経営ガバナンス体制の構築に貢献し
	ており、引き続き取締役値	桑補者としました。

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)	
3 再任	やま した 下 総 (1979年6月27日生) ■ 所有する当社株式数 17,200株	2002年 4 月 株式会社レッグス (現株式会社CLホールディングス) 入社 2012年 2 月 株式会社レッグス執行役員 2015年 3 月 株式会社レッグス上級執行役員 2017年12月 株式会社レッグス上級執行役員 2019年 1 月 株式会社レッグス上級執行役員 2020年 7 月 睿恪斯 (上海) 貿易有限公司董事 (現任) 2020年 7 月 睿恪斯 (上海) 文化創意有限公司董事 (現任) 2021年 3 月 株式会社レッグス取締役新規事業担当 兼 ライセンス事業担当 兼 ライセンス本部長 (現任) 2021年 8 月 株式会社レッグス分割準備会社 (現株式会社レッグス) 取締役新規事業担当 兼 ライセンス事業担当 (現任) (重要な兼職の状況) 睿恪斯 (上海) 貿易有限公司 董事 睿恪斯 (上海) 文化創意有限公司 董事 衛恪斯 (上海) 文化創意有限公司 董事 株式会社レッグス 取締役新規事業担当 兼 ライセンス事業担当	
	【取締役候補者とした理由】 当社において長年にわたり営業として実務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有するとともに、セールスプロモーション業界だけでなくライセンスに関する知見も豊富で、プロモーション物販等の新しいビジネスモデル構築に貢献をしてまいりました。 このため、当社の更なる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)		
4 再任	で 小 西 秀 央 (1971年8月26日生) ■ 所有する当社株式数 -株	1996年 4 月 株式会社CDG入社 2015年 4 月 株式会社CDG東京営業 3 部長 2016年 5 月 株式会社CDG執行役員営業本部副本部長 兼 東京営業 3 部長 2016年 5 月 CDG Promotional Marketing Co.,Ltd. Secretary 2017年 4 月 株式会社CDG執行役員営業本部副本部長 兼 東京営業 1 部長 兼 営業企画部長 2018年 4 月 株式会社CDG専務執行役員営業推進本部長 2018年 5 月 CDG Promotional Marketing Co.,Ltd. CEO 2018年 6 月 株式会社CDG代表取締役社長 兼 営業推進本部管掌2019年 4 月 株式会社CDG代表取締役社長 (現任) 2021年 3 月 株式会社レッグス (現株式会社 C L ホールディングス) 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CDG 代表取締役社長		
	【取締役候補者とした理由】 上場企業において長年にわたり、営業部門および企画部門の業務執行を経験し、セールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな経験・見識を有しております。 また、デジタルビジネスにおいても精通されており、当社の更なる発展と企業価値向上のため に必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)	
5 再任	いし むら みつる 満 (1958年10月3日生) ■ 所有する当社株式数 -株	1983年 4 月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入社東銀リース株式会社国際部 1988年 1 月 パリバキャピタルマーケッツ(現BNPパリバ証券株式会社)入社 2000年 4 月 HSBC証券会社投資銀行部門管掌常務取締役 2006年 3 月 株式会社ストラテジック・シナリオ顧問 2013年 5 月 NPO法人証券学習協会専務理事(現任) 2015年 6 月 株式会社マルハン社外取締役 2016年 4 月 SATHAPANA BANK PLC.独立社外取締役 2019年 1 月 カニエJAPAN株式会社顧問(現任) 2021年 3 月 株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス)取締役(現任) (重要な兼職の状況) NPO法人証券学習協会 専務理事 カニエJAPAN株式会社 顧問	
	【取締役候補者とした理由】 銀行や証券会社勤務を経て、多数の企業の役職に就き、国内はもちろん海外における深い経験・見識を有しています。同氏の幅広い人脈と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)		
6 再任 社外 独立役員	₹の べ	1992年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 1994年 4 月 須田清法律事務所入所 2001年10月 林・園部・藤ヶ崎法律事務所(現至高法律事務所)開設 代表弁護士 (現任) 2010年 3 月 日本管理センター株式会社監査役 2013年 3 月 株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス)社外監査役 2014年 6 月 東京鐵鋼株式会社社外監査役 2016年 3 月 株式会社パルテック社外取締役 2016年 3 月 株式会社ゲアサービス社外監査役(現任) 2016年 6 月 株式会社ケアサービス社外監査役(現任) 2016年 6 月 東京鐵鋼株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年 3 月 株式会社レッグス社外取締役(現任) 2017年 3 月 株式会社レッグス社外取締役(現任) 2019年 3 月 株式会社レッグス社外取締役(現任) 2019年 3 月 株式会社パルテック監査役 (重要な兼職の状況) 至高法律事務所 代表弁護士日本管理センター株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社ケアサービス 社外取締役(監査等委員) 株式会社ケアサービス 社外取締役(監査等委員)		

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

- ・同氏は、社外取締役候補者であります。
- ・同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
- ・企業法務の専門家(弁護士)としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者としました。

【独立性に関する事項】

・当社は、同氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)			
			株式会社テンポラリーセンター (現株式会社パソナ) 入社		
			株式会社メディカルパワー(現株式会社パソナ メディカル事業部)出向		
	わた なべ たかし		株式会社人材交流システム機構(現株式会社パソナ キャリア支援事業部門)出向		
	渡辺 尚 (1964年12月11日生)	1997年 4 月	キャッグ 文援事業部 17 古旧 株式会社パソナキャリアアセット (現株式会社パソナ) 代表取締役社長		
	■ 所有する当社株式数		株式会社パソナ 取締役副社長 パソナキャリアカンパニー カンパニープレジデント		
7	-株 		株式会社パソナグループ 取締役		
		2018年8月	株式会社パソナグループ 副社長執行役員		
新任			株式会社パソナグループ 副社長執行役員 退任		
社 外		(重要な兼職の状態)	(元)		
独立役員	該当なし				
	【社外取締役候補者とした理	由および期待され	る役割の概要】		
	・同氏は、社外取締役候補	当であります。			
	・同氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業の組織風土改善と業績向上に関する 経験、また豊富な新規事業やサービスの立ち上げの経験、長期にわたる人財育成の経験等豊富な 経験と幅広い知見を有していることから、これを当社の経営に活かしていただくことができると 判断し、社外取締役候補者としました。				
	【独立性に関する事項】	30060720			
	・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立 員として東京証券取引所に届け出る予定です。				
	2.2.5.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.12.				

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当(重要な兼職の状況)		
です だ また		イングス)入社 2014年4月 株式会社リクルートキャリア(現株式会社リクルート)新卒事業統括部 執行役員 2019年5月 株式会社エクサウィザーズ 入社 執行役員 2021年5月 株式会社エクサウィザーズ はたらくAI&DX研究所 所長(現任)		
新任 社外 独立役員 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 ・同氏は、社外取締役候補者であります。 ・同氏は、職業紹介・人材派遣会社等において、長年にわたり企業向けの人材採用・組織わる様々な営業やプロジェクトに従事され、HR領域やDX領域における豊富な経験、検を有しております。その経験・知見を当社の経営に活かしていただくことができると特外取締役候補者としました。 【独立性に関する事項】 ・当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがな員として東京証券取引所に届け出る予定です。				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、本議案において取締役候補者渡辺尚氏および安田幸代氏の選任が承認された場合、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定です。
 - 3. 当社は、小西秀央氏、石村満氏および園部洋士氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 - 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。
 - ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。 なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年1月に当該保 険契約を更新する予定であります。
 - 5. 園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

- 6. 園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 7. 園部洋士氏、渡辺尚氏および安田幸代氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 8. 取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役曲渕博史氏および監査役小林元夫氏の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		E	无 名	取締役会・監査役会 出席回数
1	再任 社外 独立役員	まがり ぶち 曲 渕	博史	取締役会 12回/12回 監査役会 12回/12回
2	再任 社外 独立役員	こ ぱやし 小 林	^{もと} ま 元 夫	取締役会 12回/12回 監査役会 12回/12回

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)				
1	まがり ぶち でる し	1984年 4 月 新光電気工業株式会社入社 1992年 9 月 三尾公認会計士事務所入所 1995年12月 曲渕博史税理士事務所開設 代表 (現任) 2008年12月 株式会社グローバルパワー社外監査役 (現任) 2009年 5 月 甲府倉庫株式会社社外監査役 (現任) 2014年 3 月 株式会社レッグス (現株式会社 C L ホールディングス) 社外監査役 (現任) 2015年 6 月 幼児活動研究会株式会社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 曲渕博史税理士事務所 代表税理士 株式会社グローバルパワー社外監査役 甲府倉庫株式会社社外監査役 幼児活動研究会株式会社社外監査役				
独立役員	・同氏は、社外監査役候補記・同氏の社外監査役としての ・同氏は、税理士として財活の職務を引き続き適切に になること以外の方法でに に精通しており、社外監証 た。 【独立性に関する事項】	性に関する事項 】 性は、同氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届				

 候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)					
2 再任 社外 独立役員	こ ぱゃし もと ま 小 林 元 夫 (1950年10月26日生) ■ 所有する当社株式数 -株	1978年 4 月 京セラ株式会社入社 2000年 4 月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 転籍 IT商品統括事業本部本部長 2002年 6 月 京セラコミュニケーションシステム株式会社取締役 2005年 4 月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 2006年 4 月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役専務 2008年 4 月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役社長 2012年 4 月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役会長 2015年12月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役会長 退任 2018年 3 月 株式会社レッグス (現株式会社CLホールディングス) 社外監査役 (現任)					
	【社外監査役候補者とした理由および期待される役割の概要】 ・同氏は、社外監査役候補者であります。 ・同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。 ・同氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な見識と経験を有しており、引き続き監査役として適任と判断しました。						

【独立性に関する事項】

- ・当社は、同氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、曲渕博史氏および小林元夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 - 3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

- 4. 曲渕博史氏および小林元夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- 5. 曲渕博史氏および小林元夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- 6. 曲渕博史氏および小林元夫氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 7. 監査役候補者の有する当社の株式数は、2021年12月31日現在のものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現任の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっておりますので、 改めて法令が定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠監査役1 名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりそ の選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

決議の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなり、補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)
また。 会で はら また	1973年4月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1980年10月 宮原公認会計士事務所 開設 2001年3月 爽監査法人設立 代表社員 2003年5月 株式会社乃村工藝社社外監査役 2010年3月 株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス)補欠監査役(現任) 2011年1月 税理士法人朝日会計社設立 代表社員(現任) 2014年6月 株式会社ツツミ 監査役 2017年6月 株式会社ツツミ 取締役(監査等委員)(現任) 2020年7月 清令監査法人代表社員(現任)(重要な兼職の状況) 税理士法人朝日会計社 代表社員 (現任)(重要な兼職の状況) 税理士法人朝日会計社 代表社員 株式会社ツツミ 取締役(監査等委員)清令監査法人代表社員

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

- ・同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- ・同氏は、公認会計士として財務および会計に関する高度な知識を有しており、当社の監査においてその職務 を適切に遂行でき、補欠の社外監査役として適任と判断しました。なお、同氏は社外監査役になること以外 の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に精通しており、社外 監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

【独立性に関する事項】

・当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮原敏夫氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 - 3. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査 役がその職務に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる ことのある損害が填補されます。 ただし、故意または軍遇失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。な
 - ただし、故意まだは重過失に起因しく生じた当該損害は填補されない等の免責事出かあります。なお、宮原敏夫氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年1月に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 4. 宮原敏夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 - 5. 宮原敏夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。

株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス(予定)

(注)本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下 のとおりとなります。

				当社が求め	かる専門′	性のうち	、特に会	生かすこ	とができ	きるスキ	ル	
	氏名	経営	財務会計	・ 法律・ ガバナンス	人事・ 人材開発	ESG · SDGs	海外	営業・ マーケティング	生産技術・ 品質管理	DX·IT	コンテンツ ビジネス	新規事業 開拓
	内川 淳一日		0		0			0	0			0
	米山	成	0	0	0	0				0		
	山下	窓 〇				0	0	0			0	0
取締役	小西 秀!	夬 〇				0	0	0		0	0	
以称1又	石村	- B	0	0			0	0				0
	園部 洋江社外 独立			0	0	0				0		
	渡辺 され 外 独 1	当 7			0	0		0				0
	安田幸位				0	0		0		0		0
監査役	楠田	文		0	0			0	0			
	曲渕 博9		0	0	0	0						
	小林 元 社外 独 1					0	0			0		

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準」を定めております。

「取締役・監査役選定基準」

当社の取締役および監査役は、法定および定款上の要件の充足、ならびに以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる要件

- 1. 優れた人格、知識、見識、高い遵法精神、倫理観を有していること
- 2. 経営感覚に優れ、経営上の諸問題に精通していること
- 3. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること
- 4. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること

社外取締役に求められる要件

- 1. 企業経営、内部統制、法令、財務・会計、金融、危機管理等いずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験および指導的役割を務めた経験を有していること
- 2. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の 監督や判断、および会社の持続的な成長に関する助言や支援ができること

社外監査役に求められる要件

- 1. 企業経営、内部統制、法令、財務・会計、金融、危機管理等いずれかの分野における 高い見識、豊富な実務経験および指導的役割を務めた経験を有していること
- 2. 監査体制の中立性および独立性を確保するため、中立の立場から客観的な監査意見を表明できること

また、当社は次のとおり社外役員を独立役員として指定するための基準である「社外役員 独立性判断基準」を定めております。

「社外役員 独立性判断基準」

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法その他法定の社外要件の充足、ならびに以下の要件を満たすものとする。

すべての社外取締役・社外監査役に求められる要件

- 1. 年齢、性別、国籍等の区別なく、各職務を全うできる専門知識、経験、見識、人格等 を有しており、当社の経営理念を理解・共感し、実践できる者であること
- 2. 東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準を 満たすこと

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役(社外取締役を含みます。)、監査役および従業員に対して、特に有利な条件により新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする 理由

当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社 および当社子会社の取締役(社外取締役を含みます。)および従業員に対して、また適 正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対して、下記要領に記載 の内容の新株予約権を無償で発行したいと存じます。

- 2. 新株予約権発行の要領
- (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社子会社の取締役(社外取締役を含みます。)、監査役および従業員に対し割り当てるものとします。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式300,000株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)を調整します。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

(3) 募集新株予約権の総数

3,000個を総数の上限とします。

(各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記 (2)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

(4) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は

切上げ) とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

調整後行使価額=調整前行使価額×

株式分割・併合の比率

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

調整後
行使価額調整前
行使価額機式数
株式数
株式数
・株式数
・株式数
・株式数
・株式数
・株式数
・株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(6) 新株予約権の権利行使期間

2027年3月23日から2032年3月22日まで

- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)が当社 および当社子会社の取締役、監査役である場合には、当該新株予約権の権利行使 時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役の地位にあることを要し ます。また、新株予約権者が当社および当社子会社の従業員である場合には、当 該新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社 の従業員の地位にあることを要します。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当契約」といいます。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当該新株予約権者が当社および当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。

- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当

社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

- (8) 新株予約権の取得事由および条件
 - ① 当社は、新株予約権者が上記(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式 交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたとき には、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

第6号議案 取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件

当社取締役(社外取締役を含みます。)および監査役に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する内容を次に掲げるとおり決定することといたしたいと存じます。

1. 付議の理由

当社は、当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役(社外取締役を含みます。)に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対して、その報酬として新株予約権(ストックオプション)を付与することといたしたいと存じます。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、当社の取締役(社外取締役を含みます。)に対しては、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額(年額200,000千円以内)とは別枠で年額30,000千円以内(うち、社外取締役10,000千円以内)を、監査役に対しては、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額(年額50,000千円以内)とは別枠で年額10,000千円以内をストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額とするものであります。

なお、現在の取締役は8名(うち、社外取締役2名)であり、また、現在の監査役は3名でありますが、第2号議案および第3号議案が承認された場合は、取締役は8名(うち、社外取締役3名)となり、また、監査役は3名となります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

取締役に対して当社普通株式15,000株を、監査役に対して当社普通株式5,000株を 上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)を調整します。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

(2) 募集新株予約権の総数

取締役に対して150個を、監査役に対して50個を総数の上限とします。

(各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記 (1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。)

(3) 募集新株予約権の払込金額 無償とします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除きます。)における株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

調整後行使価額=調整前行使価額× ______l 株式分割・併合の比率

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(5) 新株予約権の権利行使期間

2027年3月23日から2032年3月22日まで

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」といいます。)は、新 株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要 します。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下、「割当

契約」といいます。) に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。

- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。
- (7) 新株予約権の取得事由および条件
 - ① 当社は、新株予約権者が上記(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式 交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたとき には、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(10) 新株予約権を割り当てる条件

新株予約権を割り当てる条件はありません。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当 社取締役会において定めます。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景況感を示す業況判断指数(DI)が改善の傾向を示すなど、製造業を中心に経済活動に継続的な持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染拡大に対して、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発令されるなど、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。また、わが国を取り巻く環境も、各国において新型コロナウイルスの新たな変異株による感染拡大に対する懸念が生じていることから、世界経済の先行きについても、依然として不透明な状況が続くと予想されております。

このような状況下、当社グループでは、中期経営方針に則り、「エクスペリエンス」と「エンターテインメント」を掛け合わせた「エクス・テインメント」(注 1)ビジネスを加速してまいりました。「エクス・テインメント」ビジネスとは、広告および販促のマーケティング市場、物販市場、エンタメコンテンツ市場などの既に顕在化している各種市場にまたがる領域に、PMDサービス(注 2)と限定流通サービス(注 3)でアプローチすることで創出した新たな市場において、エンタメ顧客体験価値をお客様にお届けするビジネスです。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、まず売上高において、おもに新型コロナウイルス感染拡大の長期化の影響によるクライアント企業の発注抑制により、化粧品メーカー顧客向けVMDが不調であったものの、流通顧客向け物販および日用品顧客向けプレミアムが好調に推移し、全体としては前年同期比で増収となりました。また、営業利益および経常利益に関しては、販売費及び一般管理費において、人材強化の為の採用費用や業務委託費用等の増加があったものの、増加分を増収により吸収し、前年同期比で増益となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益に関しては、特別利益が減少したことにより、前年同期比で減益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は202億27百万円(前期比18.1%増)、営業利益は15億22百万円(同22.4%増)、経常利益は15億37百万円(同13.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は12億3百万円(同2.6%減)となりました。

当社グループは、2022年1月より持株会社体制へ移行し、商号を「株式会社CLホールディングス」に変更いたしました。また、同じく2022年1月より、国際財務報告基準(IFRS)の任意適用と株式会社CDGの連結子会社化を開始いたしました。引き続き更なる事業成長と、それを支えるコンプライアンス・ガバナンスの強化を図るためのグループ経営体制を実現してまいります。

グループ中期戦略としては、「機能連携・機能強化によるエクス・テインメント市場の拡大」を掲げ、デジタル領域やエンタメコンテンツ領域における各社の強みを活かし、機能連携・機能強化を図っていくとともに、PMDサービスの強化や新商品・新サービス開発の強化により、プラットフォームの拡大を推し進めます。また、更なるグループ拡大を狙って、ライセンスビジネスの深掘り、海外への横展開やM&Aなど業界再編に向けた投資等の機会を確実に捉えてまいります。

- (注1)「エクスペリエンス」と「エンターテインメント」を掛け合わせた造語で、エンタメ顧客体験価値のこと
- (注2) プロモーション&マーチャンダイジングサービスの略語で、販促と物販を掛け合わせたサービスのこと
- (注3) 期間限定・場所限定・商品限定のコト需要とコト消費を創り出す流通サービスのこと

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は223百万円で、その主なものは株式会社エルティーアール設立に伴う店舗内装設備に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2021年9月1日付で、株式会社トランジットジェネラルオフィスとの間で、コンテンツコラボレーションカフェに関する事業展開を目的とした合弁会社として株式会社エルティーアールを設立いたしました。

(5) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、販促用製作物等の品質に対する消費者の要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求 もより一層厳しくなっている状況に応えるべく、2008年1月にISO9001の認証を取得し、さらに生産管 理部門を設けました。また、2012年3月には中国深圳市に生産・品質管理のコンサルティングサービス をグループ各社に提供することを主目的とした当社子会社睿恪斯(深圳)貿易有限公司を設立し、さらな る品質向上に努めております。
- ② 近年、国内のみならず特にアジア圏においても、顧客企業のマーケティングサービスおよび商品企画サービスのニーズが急速に拡大しつつあります。当社グループはこれらのニーズに応えるべく、エンターテインメントコンテンツを活用したプロモーション、商品企画を軸に展開してまいります。
- ③ さらに当社グループは、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、新たな事業の可能性を発見・育成し、事業の裾野を拡げる必要性があると考えております。具体的には、既存事業での販促業務において今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、新たな事業の可能性を追求するため、プロジェクト化を随時推進していく体制を構築し、また新規事業の推進ができる人材の育成を積極的に図ってまいります。
- ④ サステナビリティへの取り組みは、経営理念にある「社会の進歩発展に貢献し続けます」の言葉に基づき、世界や社会の持続性を揺るがす様々な課題について、グループ各社の事業活動を通じた解決を、社員 一人一人が考え、環境・社会・経済へ貢献してまいります。
- ⑤ 今後の経済状況は、新型コロナウイルス感染拡大の長期化の影響から、先行きについてしばらく不透明な状況が続くと予想されております。このような状況の下、当社グループでは、引き続き事業・組織・財務の各方面において対応策を講じるとともに、外部環境の変化に対応した新たな商材・サービスの開発やデジタルシフト強化への取り組みを実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区	分		期別	第 31 期 (2018年12月期)	第 32 期 (2019年12月期)	第 33 期 (2020年12月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売	١	E	高 (千円)	14,270,317	16,522,911	17,129,125	20,227,295
経	常	利	益 (千円)	1,083,911	1,151,379	1,351,165	1,537,229
親会	社株主に帰属	属する当期	純利益 (千円)	776,286	1,163,004	1,235,081	1,203,449
1 核	*当たり	当期純	利益 (円)	73.59	110.26	118.02	115.09
総	資	産	額 (千円)	8,043,119	9,461,080	13,776,046	14,044,459
純	資	産	額 (千円)	5,853,535	6,731,622	7,123,093	8,090,373

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

なお、当社は「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

② 当社の財産および損益の状況

Image: Section of the content of the	分		期別	第 31 期 (2018年12月期)	第 32 期 (2019年12月期)	第 33 期 (2020年12月期)	第34期(当期) (2021年12月期)
売		上	高 (千円)	13,926,115	16,288,671	16,925,093	19,343,950
経	常	利	益 (千円)	1,052,501	1,161,691	1,456,193	1,574,939
当	期	純 利	益 (千円)	739,652	1,180,042	1,341,455	1,231,881
1 棋	当た	り当期純	;利益 (円)	70.12	111.87	128.18	117.81
総	資	産	額 (千円)	7,769,612	9,248,872	13,645,443	13,496,135
純	資	産	額 (千円)	5,634,430	6,541,171	7,049,396	8,000,407

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

なお、当社は「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスアイピー	10,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿恪斯 (上海) 貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿恪斯 (上海) 文化創意有限公司	120,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿恪斯 (深圳) 貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
株式会社レッグス分割準備会社	10,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
株式会社エルティーアール	10,000千円	51.0%	テーマカフェの企画プロデュースおよび店舗開発、運営事業

- (注) 1. 当社は、2021年8月2日に株式会社レッグス分割準備会社を設立し、連結子会社としております。
 - 2. 当社は、2021年9月1日に株式会社エルティーアールを設立し、連結子会社としております。

(8) 主要な事業内容(2021年12月31日現在)

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグ ッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品・物販等の企画・製作 テーマカフェロク値プロテュースルムが||| 讃 … カフェ空間・オリジナルメニュー・限定グッズの開発、店舗オペレーション

(9) 主要な営業所(2021年12月31日現在)

名称	所 在 地				
国内					
当 社 (本 社)	東京都港区				
株式会社エスアイピー	東京都港区				
株式会社レッグス分割準備会社	東京都港区				
株式会社エルティーアール	東京都港区				
国外					
睿恪斯(上海)貿易有限公司	上海市(中華人民共和国)				
睿恪斯 (上海) 文化創意有限公司	上海市(中華人民共和国)				
睿恪斯(深圳)貿易有限公司	深圳市(中華人民共和国)				

(10) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
311名	9名増

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区	分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	186名	2名減	37.65歳	9.12年
女	性	98名	9名増	31.93歳	4.48年
合計また	たは平均	284名	7名増	35.67歳	7.52年

⁽注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

(11) 主要な借入先(2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,062,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,001,300千円
株式会社みずほ銀行	749,995千円
株式会社トランジットジェネラ ルオフィス	196,000千円

2. 会社の株式に関する事項(2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 39,200,000株

(2) 発行済株式の総数 10,840,000株 (自己株式303,701株を含む)

(3) 株 主 数 4,498名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社ジェイユー	4,321,200株	41.01%
レッグス従業員持株会	648,100株	6.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	529,500株	5.03%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	505,600株	4.80%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	302,500株	2.87%
内 川 淳 一 郎	295,400株	2.80%
明治安田生命保険相互会社	224,000株	2.13%
甲 府 倉 庫 株 式 会 社	224,000株	2.13%
椛 澤 紀 夫	213,000株	2.02%
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	141,400株	1.34%

⁽注) 1. 持株比率については、自己株式 (303,701株) を控除して算出しております。

^{2.} 株式会社ジェイユーは、当社代表取締役社長内川淳一郎の親族が保有する資産管理会社であります。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2021年12月31日現在)
 - ① 2014年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権
 - 新株予約権の数

20個 (新株予約権1個につき200株)

・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 4,000株

- (注) 2014年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が2.000株から4.000株に変更になっております。
- 新株予約権の払込金額

無償

- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり186,400円(1株当たり932円)
- 新株予約権の権利行使期間

2019年3月26日から2024年3月25日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

当
十
役
員
の
保
有
状
況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	20個	4,000株	1名

- ② 2016年8月24日開催の取締役会決議による新株予約権
 - 新株予約権の数

400個 (新株予約権1個につき100株)

新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 40,000株

新株予約権の払込金額

無償

- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり73,200円(1株当たり732円)
- ・ 新株予約権の権利行使期間

2021年3月23日から2026年3月22日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	
当社取締役 (社外取締役を除く)	237個	23,700株	1名	

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の氏名等(2021年12月31日現在)

地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内川淳一郎	容恪斯(上海)貿易有限公司 董事長 客恪斯(上海)文化創意有限公司 董事長 客恪斯(深圳)貿易有限公司 董事長 株式会社ジェイユー 取締役 株式会社CDG 代表取締役会長 株式会社レッグス分割準備会社(現株式会社レッグス) 代表取締役社長
専務取締役	米 山 誠	株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス) 経営管理担当 睿恪斯(上海)貿易有限公司 董事 睿恪斯(上海)文化創意有限公司 董事 睿恪斯(深圳)貿易有限公司 董事 株式会社エスアイピー 代表取締役 株式会社CDG 取締役 株式会社レッグス分割準備会社(現株式会社レッグス) 専務取締役経営管理担当
取締役	山下 聡	株式会社レッグス(現株式会社CLホールディングス) 新規事業担当 兼 ライセンス事業担当 兼 ライセンス 本部長 睿恪斯(上海)貿易有限公司 董事 睿恪斯(上海)文化創意有限公司 董事 株式会社レッグス分割準備会社(現株式会社レッグス) 取締役新規事業担当 兼 ライセンス事業担当
取 締 役	長谷川雅志	株式会社レッグス (現株式会社CLホールディングス) リテールマーケティング事業担当 兼 DX戦略本部長 睿恪斯(上海) 貿易有限公司 董事 睿恪斯(上海) 文化創意有限公司 董事 睿恪斯(深圳) 貿易有限公司 董事 株式会社レッグス分割準備会社(現株式会社レッグス) 取締役リテールマーケティング事業担当 兼 DX戦略本 部長
取 締 役	小 西 秀 央	株式会社CDG 代表取締役社長
取 締 役	石村満	N P O法人証券学習協会 専務理事 カニエ J A P A N株式会社 顧問

地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	園 部 洋 士	至高法律事務所 代表弁護士 日本管理センター株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ケアサービス 社外監査役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	ジュラヴリョフ・オレグ	株式会社シェアードリサーチ 代表取締役会長
常勤監査役	楠 田 肇	株式会社エスアイピー 監査役 睿恪斯(上海)貿易有限公司 監事 睿恪斯(上海)文化創意有限公司 監事 睿恪斯(深圳)貿易有限公司 監事 株式会社レッグス分割準備会社(現株式会社レッグス) 監査役
監 査 役	曲渕博史	曲渕博史税理士事務所 代表税理士 株式会社グローバルパワー 社外監査役 甲府倉庫株式会社 社外監査役 幼児活動研究会株式会社 社外監査役
監 査 役	小 林 元 夫	該当なし

- (注) 1. 取締役園部洋士氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役曲渕博史氏および小林元夫氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役曲渕博史氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知識を有するものであります。
 - 4. 当社は、取締役園部洋士氏、ジュラヴリョフ・オレグ氏および監査役曲渕博史氏、小林元夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 5. 当事業年度中に退任した役員の状況は以下のとおりであります。

地	位	氏	名	退任日	退任事由	退任時の地位および重要な兼職の状況	
取締	役	佐々	木 節夫	2021年3月25日	任期満了	Sectage合同会社 代表社員	
監査	役	中	矢 猛	2021年3月25日	任期満了	株式会社エスアイピー 監査役 睿恪斯(上海)貿易有限公司 監事 睿恪斯(上海)文化創意有限公司 監事 睿恪斯(深圳)貿易有限公司 監事	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円ま たは法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員ならびに執行役員の選解任と指名ならびに報酬に関する決定プロセスの一層の透明化を図るため、社外監査役を委員長とし、社外取締役2名および社外監査役2名と社内監査役1名の計5名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬等を決定するにあたっての基本方針や取締役の個人別の報酬等の内容等については、同委員会への諮問・同委員会の答申を経て、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定する方針としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・取締役報酬の構成

取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬、業績連動報酬である賞与およびストックオプションにより構成し、固定報酬と業績連動報酬は、それぞれ独立した基準で決定する。

固定報酬

固定報酬である月額報酬については、社会情勢や当社の事業環境、同業他社の水準等を考慮の上、役位、職責に応じて決定する。

・業績連動報酬

業績連動報酬である賞与については、業績への連動性をより明確にし、業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として会社業績や各取締役の経営への貢献度に応じて決定する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、原則、固定報酬のみとする。

監査役の報酬については、常勤監査役と非常勤監査役の別、社内監査役と社外監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により各監査役の報酬額を決定いたします。監査役につきましては、独立性の確保の観点から、原則、固定報酬のみとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会決議において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該報酬額とは別枠で、2021年3月25日開催の第33期定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額3千万円以内(うち、社外取締役1千万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役2名)です。

監査役の報酬限度額は、2000年3月27日開催の第12期定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、当該報酬額とは別枠で、2021年3月25日開催の第33期定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額1千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等0	つ種類別の総額	(千円)	支	給 額	
仅具凸刀	(千円)	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	対象となり	る役員の員 人)	数
取締役 (うち社外取締役)	111,002 (10,200)	110,010 (10,200)	(-)	992 (-)		(2)
監査役 (うち社外監査役)	20,730 (9,000)	20,730 (9,000)	(-)	(-)		(2	4

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬である賞与について、上記①に記載した 決定方針に基づき、2019年12月25日開催の取締役会で、支給総額を当期の業務執行の成果をより反映するとの判断から 経常利益の期初に開示した目標値への達成度に応じて決定することにいたしました。支給対象者は業務執行取締役として おり、支給総額の個別配分の割合は、対象者の月額報酬に基づき決定しております。なお、当事業年度を含む経常利益の 推移は、「1.(6)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
 - 2. 非金銭報酬等として取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与しております。当該新株予約権(ストックオプション)の内容は、「3.新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役園部洋士氏は、至高法律事務所代表弁護士ならびに株式会社ケアサービス社外監査役、東京 鐵鋼株式会社および日本管理センター株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼職しております。なお、 当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役ジュラヴリョフ・オレグ氏は、株式会社シェアードリサーチの代表取締役会長を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役曲渕博史氏は、曲渕博史税理士事務所代表税理士ならびに株式会社グローバルパワー、甲府 倉庫株式会社および幼児活動研究会株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当該他の法人等と 当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 園部洋十

取締役園部洋士氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会12回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

取締役 シュラウリョフ・オレク 取締役ジュラヴリョフ・オレグ氏は社外取締役として、当事業年度において 開催された取締役会12回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経 験に基づき、適官発言を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事など を審議する指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のす べてに出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価 を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

監査役 曲渕博史

監査役曲渕博史氏は社外監査役として、当事業年度において開催された取締 役会12回すべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回 すべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会および 監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助 言、提案を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指 名・報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出席 することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反 映させるなど、経営陣の監督に務めております。

監査役 小林元夫

監査役小林元夫氏は社外監査役として、当事業年度において開催された取締 役会12回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12 回のすべてに出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識と経験に基づ き、適宜発言を行っております。また、当社の経営陣幹部の人事などを審議す る指名・報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会のすべてに出 席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に 反映させるなど、経営陣の監督に務めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38,940千円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

41,940千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、会計 に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結計算書類

連結貸借対照表(2021年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,026,472	流動負債	4,014,460
現金及び預金	4,002,743	買掛金	1,375,243
受取手形及び売掛金	3,965,607	未払法人税等	98,326
商品	677,700	賞与引当金	130,091
その他	380,419	株主優待引当金	4,159
固定資産	4,991,777	短期借入金	496,000
有形固定資産	194,580	1年内返済予定の長期借入金	1,042,060
建物及び構築物	135,698	商品回収等関連費用引当金	69,592
その他	58,881	その他	798,987
無形固定資産	150,222	固定負債	1,939,625
その他	150,222	長期借入金	1,471,235
投資その他の資産	4,646,974	退職給付に係る負債	302,043
投資有価証券	201,212	その他	166,347
関係会社株式	3,613,990	負債合計	5,954,086
繰延税金資産	264,195	(純資産の部)	
その他	567,575	株主資本	7,983,095
繰延資産	26,210	資本金	350,000
その他	26,210	資本剰余金	226,377
		利益剰余金	7,653,690
		自己株式	△246,973
		その他の包括利益累計額	73,038
		その他有価証券評価差額金	△7,251
		繰延ヘッジ損益	52
		為替換算調整勘定	79,395
		退職給付に係る調整累計額	841
		新株予約権	34,239
		純資産合計	8,090,373
資産合計	14,044,459	負債純資産合計	14,044,459

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金 額
売上高	20,227,295
売上原価	14,042,529
売上総利益	6,184,765
販売費及び一般管理費	4,662,522
営業利益	1,522,242
営業外収益	149,548
受取利息	2,682
持分法による投資利益	41,885
受取保険金	16,564
受取手数料	23,480
投資事業組合運用益	12,927
協力金収入	49,273
その他	2,736
営業外費用	134,561
支払利息	14,294
コミットメントフィー	4,504
為替差損	12,811
商品回収等関連費用	69,592
弁護士費用	30,000
その他	3,359
経常利益	1,537,229
特別利益	582
新株予約権戻入益	582
特別損失	222
固定資産除却損	222
税金等調整前当期純利益	1,537,589
法人税、住民税及び事業税	371,782
法人税等調整額	△32,741
当期純利益	1,198,549
北大町サントは同党ナッツが担告	
非支配株主に帰属する当期純損失	△4,900

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表(2021年12月31日現在)

英旧/J/// (2021 - 12/30	/ T 口 少t (エ)		(単位:千円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,492,940	流動負債	3,556,101
現金及び預金	3,421,408	買掛金	1,254,519
売掛金	3,811,647	未払金	413,708
商品	578,099	未払費用	110,703
前渡金	75,439	未払法人税等	94,850
前払費用	103,726	未払消費税等	103,890
未収入金	216,005	預り金	45,337
関係会社短期貸付金	204,000	賞与引当金	116,474
その他	82,614	株主優待引当金	4,159
固定資産	5,003,194	短期借入金	300,000
有形固定資産	82,819	1年内返済予定の長期借入金	1,042,060
建物	35,238	商品回収等関連費用引当金	69,592
機械及び装置	20,193	その他	805
器具及び備品	20,533	固定負債	1,939,625
その他	6,853	長期借入金	1,471,235
無形固定資産	147,028	長期未払金	159,678
ソフトウエア	147,028	退職給付引当金	302,043
投資その他の資産	4,773,345	その他	6,669
投資有価証券	201,212	負債合計	5,495,727
関係会社株式	3,698,196	(純資産の部)	
関係会社出資金	150,000	株主資本	7,966,168
敷金及び保証金	233,358	資本金	350,000
保険積立金	198,124	資本剰余金	226,377
繰延税金資産	253,855	資本準備金	138,550
その他	38,598	その他資本剰余金	87,827
		利益剰余金	7,636,763
		利益準備金	24,062
		その他利益剰余金	7,612,701
		繰越利益剰余金	7,612,701
		自己株式	△246,973
		新株予約権	34,239
		純資産合計	8,000,407
資産合計	13,496,135	負債純資産合計	13,496,135

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位:千円)

科目	金 額
売上高	19,343,950
売上原価	13,493,031
売上総利益	5,850,918
販売費及び一般管理費	4,316,299
営業利益	1,534,618
営業外収益	168,534
受取利息	1,149
受取配当金	65,270
受取保険金	16,564
受取手数料	22,577
協力金収入	49,264
投資事業組合運用益	12,927
その他	780
営業外費用	128,213
支払利息	14,036
コミットメントフィー	4,504
為替差損	9,774
商品回収等関連費用	69,592
弁護士費用	30,000
その他	305
経常利益	1,574,939
特別利益	582
新株予約権戻入益	582
特別損失	222
固定資産除却損	222
税引前当期純利益	1,575,299
法人税、住民税及び事業税	366,759
法人税等調整額	△23,341
当期純利益	1,231,881

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社CLホールディングス 取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 矢 野 博 之業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 仁業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CLホールディングス(旧会社名株式会社レッグス)の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C L ホールディングス(旧会社名 株式会社レッグス)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社CLホールディングス 取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 矢 野 博 之業務執行社員 公認会計士 矢 野 博 之

指定社員 公認会計士田村 仁業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CLホールディングス(旧会社名 株式会社レッグス)の2021年1月1日から2021年12月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社 C L ホールディングス 監査役会 常勤監査役 楠 田 肇 啣 監査役 曲 渕 博 史 啣 監査役 小 林 元 夫 啣

(注) 監査役曲渕博史、小林元夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

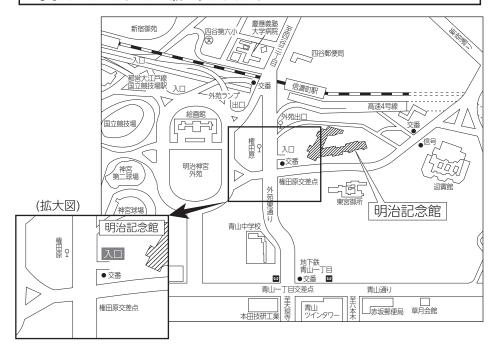
株式会社CLホールディングス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 2階 鳳凰の間

電話(03)3403-1171(代)

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめ ご了承くださいますようお願い申しあげます。



「交通のご案内]

- ●JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩3分
- ●地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅(2番出口)より徒歩6分
- ●地下鉄大江戸線国立競技場駅(A1出口)より徒歩6分
- ●都バス「権田原」より徒歩1分 (品97) 品川駅/品川車庫前-新宿駅西口
- ●車 高速 4 号線(外苑出口)より 1分 *160台収容可能専用駐車場あり